

# 神戸市公民連携 ガイドライン

2026 年 4 月

## 目次

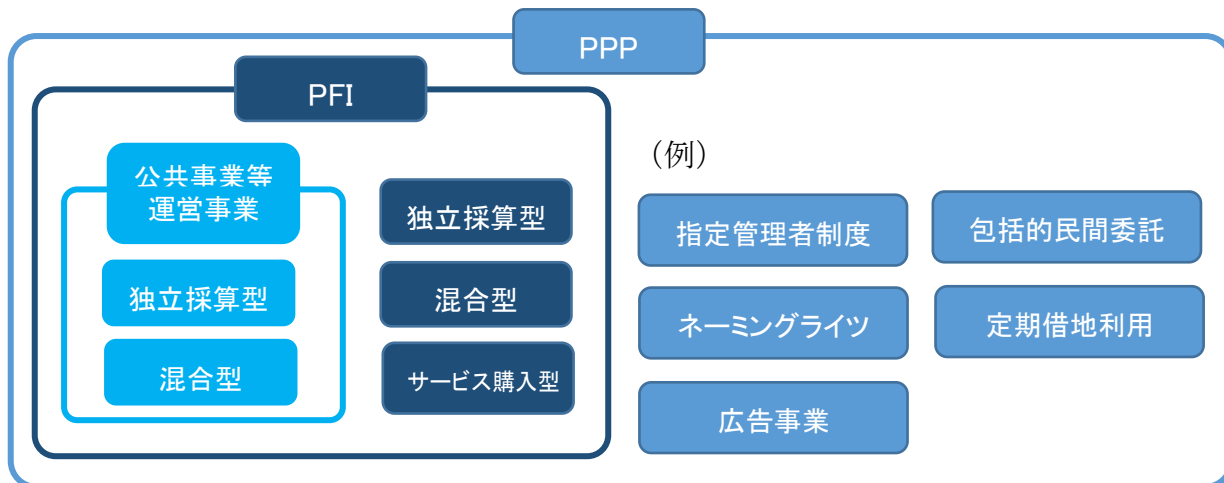
1. 公民連携(PPP)とは
2. 神戸市の公民連携の方向性について
3. 神戸市における公民連携の手法
4. 連携に関する留意事項

# 1. 公民連携(PPP)とは

公民連携を示す言葉の PPP とは、Public Private Partnership の頭文字です。

公民連携とは、行政と民間事業者が協働で公共サービスの提供を行うことをいいます。

具体的には、PFI (※) 事業をはじめ、指定管理者制度、包括的民間委託、ネーミングライツ、定期借地活用など様々な手法があり、公民連携の範囲は年々広がりを見せています。



※ PFI (Private Finance Initiative) とは

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PFI 法)」により、事業の枠組みが設けられている。

## 2. 神戸市の公民連携の方向性について

公民連携のあり方は時代と共に変化しています。かつては、上記1で示すような手法で、行政サービスの効率化を目的に、行政から民間へ、業務の一部または全部をアウトソーシングする形での連携が主流でしたが、近年は、市民ニーズの多様化や社会課題の複雑化に伴い、行政だけでは手の届かない課題解決に向けた、民間事業者との連携・協働による取り組みの重要性が高まっています。

神戸市では、市の取り組みに共感いただける民間事業者との関係を強化し、アイデアや技術、ノウハウを取り入れ、企業版ふるさと納税制度も活用しながら、地域特性や地域資源（海・山・まち）を活かした連携・協働を通じて、市民や地域にとってのメリットの最大化を目指していきます。

### <神戸市が目指す公民連携の姿>

神戸市では、以下の3点を重視しながら、効果的・効率的な公民連携を進めていきます。

#### ① 意見交換を重ねたオーダーメイド型の連携

民間事業者の皆さまと意見交換を重ね、アイデアの具体化に向けて柔軟に対応し、オーダーメイド型での連携実現を目指します。

#### ② 対等で双方の強みを活かした連携

民間事業者の皆さまと対等の関係で連携し、双方の強み（民間事業者：社会変化への対応力・技術・ノウハウ等／行政：社会的信用性・安定性・地域資源等）を活かして相乗効果を生むことで、双方にメリットがある取り組みの実現を目指します。

#### ③ 迅速な連携

民間事業者の皆さまからのご提案・ご相談を随時受け付け、すみやかな所管部署への情報共有や実施に向けた協議等を通じて、迅速な取り組みの実現を目指します。

### 3. 神戸市における公民連携の手法

神戸市の公民連携の手法は、協定を締結するものや契約を結ぶものなどさまざまです。社会課題の解決にむけて最も適切な手法で事業を推進していきます。

#### (1) 民間事業者との連携による施策展開（例）

##### ① 事業連携協定

特定の事業分野において民間事業者との連携を長期継続して進めるための協定です。

##### ② 包括連携協定

福祉・環境・防災・まちづくりなど幅広い事業分野における民間事業者との連携を長期継続して進めるための協定です。

#### 【包括連携締結の基準】

- ・ 協定締結時点で、事業者等の持つ人的資源、物的資源、ノウハウなどを活用した取り組み可能な連携事業が3つ以上あり、そのうち少なくとも1つは新規の連携事業であること。
- ・ 上記連携事業について、協定の有効期間中を通じて継続的に推進できる見込みがあること。
- ・ 市と事業者等で定期的に協議の場を設け、協定項目の見直しや、追加の分野での連携について協議する意思があること。

#### <KOBE スペシャル PR パートナー>

事業者の商品・サービス等を通じ、神戸のさまざまな魅力を国内外に発信します。

##### ■認定基準

- (1) 神戸市と包括連携協定を締結した事業者の商品等
- (2) 神戸市産原材料を使用もしくは神戸市内で生産された商品
- (3) 神戸市内の事業者が生産した商品等
- (4) 品質管理体制が確保された商品等
- (5) 神戸の魅力発信にふさわしい商品等



商品パッケージに神戸の観光情報を掲載した「神戸ローストショコラ」

なお、協定の有効期間については、連携事業の実施期間を考慮の上で定めるものとし、原則として締結の日から最長5年後の年度末までとします（ただし、特別の事情がある場合を除く）。

また、協定の有効期間内であっても、実態に応じて協定内容の定期的な見直しを行います。

協定は、協定締結企業が神戸市の特定分野での連携を独占するものではありません。神戸市が抱える行政課題を解決するため、様々なノウハウを持つ民間事業者と幅広く連携し、事業展開をしていくものです。

2020年4月に「神戸市と民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要項」を制定しておりますので、あわせてご確認ください。

### ③ 企業版ふるさと納税

企業版ふるさと納税制度は、地方公共団体が実施する地方創生事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）に対して民間企業の皆さまが寄附を行った場合に税制上の優遇措置が受けられる制度です。（対象期間：2020年度～2027年度）

神戸市では、本制度を通じ、企業の皆さまとのパートナーシップを構築し、他都市のモデルとなるような先進的・先駆的な地方創生に取り組みます。

## （2）民間事業者による公共サービスの提供（例）

### ① 指定管理者制度

指定を受けた団体（指定管理者）が「公の施設」の管理を代行する制度です。管理権限を委託するため、指定管理者が一定の裁量をもって施設を運営することができます。神戸市では、「公の施設の指定管理者制度運用指針」に基づき、指定管理者制度の導入を進めています。

### ② 包括的民間委託

包括的かつ複数年にわたり公共施設の維持管理・運営を民間に委託する方式です。委託業務の内容を行政が詳細まで指定するため、指定管理者と比較すると受託事業者の裁量は限定的です。

### ③ PFI

民間の資金・技術・経営ノウハウ等を活用し、公共施設等設計・建設・維持管理・運営を行う手法です。PFIの形態の一つとして、公共施設等運営権（コンセッション）がありますが、これは、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式です。

神戸市では、PFI導入における基本的な考え方や検討・実施手順をとりまとめた「神戸市PFI指針」を策定しています。

## （3）公有資産の有効活用（例）

### ① ネーミングライツ

民間事業者との契約により、スポーツ施設や文化施設などに提案者の企業名や商品ブランド名などを冠にした「愛称」をつける権利を付与し、その対価を活用して、施設の運営・管理に役立てる仕組みです。

### ② 広告事業

市の広告媒体を活用し得られた収入を、市政の財源として活用する事業です。神戸市では、窓口用封筒やホームページ、広報印刷物などの広告枠の販売のほか、得られた収入を動物たちのエサ代や動物舎の整備などの運営費用に充てる「動物サポーター制度」、「デザイン広告バス（ラッピングバス）」などの広告事業に取り組んでいます。

## 4. 連携に関する留意事項

### (1) 連携パートナーの選定について

連携パートナーの選定時には、①連携パートナーの継続性や適格性、②選定における公平性・透明性の確保が重要な視点になります。その上で、連携パートナー決定後の事業実施にあたっては、役割分担やリスク管理について明確にすることも重要です。

#### ① 継続性・適格性の確保

継続的・発展的に連携可能な事業者であることに加え、民間事業者が法令等や公序良俗に反していないか、政治・宗教・反社会的勢力に関わっていないかなどの適格性の確認が必要です。（下記（2）連携を行わない民間事業者及び提案を受け付けない連携事業について 参照）

#### ② 選定における公平性・透明性の確保

他者との競合性があるかどうか（公平性の確保）、選定方法や過程に問題がないか（透明性の確保）などに留意する必要があります。

例えば、

- ・ 連携パートナーを単独事業者に絞り込む必要がなく、**複数の事業者と同種の取り組みができる場合**
- ・ 連携パートナーの持つ**技術・ノウハウが独自のものであり、他の事業者では連携事業実施が困難**になる事業（ただし、他に同様の技術・ノウハウを持つ事業者がいるかどうかについて確認が必要）

などは、競合性がないと判断できます。

また、市の財政負担の有無等により選定方法を決定します。

<例>

#### ● 競合性がないと判断される場合

⇒市の財政負担なし：協定等を締結し、それをベースに共同で事業実施

⇒市の財政負担あり：事業に参加可能な事業者が他にいないことを確認したうえで、随意契約等により事業を実施

※ 随意契約については、**地方自治法第 234 条第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 の規定を遵守すること**

#### ● 競合性があると判断される場合

事業内容等に応じて、総合評価・提案評価・価格評価の手法により選考

また、民間事業者によるサービス等の提供に関する協定を締結する場合は、市が当該サービスを周知するにあたっての公益性や、利用料金等の妥当性なども十分に検討した上で連携パートナーを選定するとともに、あらかじめ協定書上で双方の責任範囲を明確にしておくなどのリスク管理が求められます。

## (2) 連携を行わない民間事業者及び提案を受け付けない連携事業について

公民連携の取り組みの実施にあたっては、市民の理解を得られることが大切です。このため、市は、対象としてふさわしくない民間事業者とは連携を行わず、連携事業としてふさわしくない内容の提案は受け付けません。

### 【連携を行わない民間事業者の例】

- ・ 代表者及び役員に法令等に違反した者がいるもの
- ・ 暴力団員及び暴力団密接関係者によるもの
- ・ 税等の未納があるもの
- ・ 市から指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けているもの

### 【提案を受け付けない連携事業の例】

- ・ 民間事業者の直接的な営業または広告宣伝を目的とするもの
- ・ 政治的・宗教的な関連性や要素があるもの
- ・ 法令等に違反した役務、商品を提供するもの
- ・ 人権侵害のおそれのあるもの

## (3) 知的財産権等の取り扱い

公民連携の取り組みにおいて、神戸市及び民間事業者が知的財産権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、双方に通知することとします。

この場合において、当該知的財産権の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、神戸市と民間事業者の双方が協議して定めるものとします。